

令和6年度 中途採用 市立伊丹病院 正規職員 公認心理師 募集要項

1. 職種・採用予定人員・受験資格

職 種	公認心理師
採 用 人 員	1 名
受 験 資 格	資格：公認心理師及び臨床心理士の資格を有している方 年齢：昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ※地方公務員法 第 16 条 に該当する方は受験できません。

2. 採用試験

内 容	適性検査・面接・作文（1 時間：800 字） ※試験前に職場見学へお越しください。
試 験 日	令和 6 年 4 月 9 日（火） 9 時 00 分～ ※適性検査は申込書類をご提出いただいた方に URL をお送りし、試験 2 日前の正午までに WEB 上で受験いただきます。（所要時間 20 分程度） ※受験申込書にメールアドレスを間違いないように記入してください。 メールが受信できるように受信環境を確認しておいてください。
申込締切	令和 6 年 4 月 2 日（火） ※郵送の場合は締切日必着
場 所	市立伊丹病院 2 階 総務課 ※ 試験時間の 15 分前にお越しください。

3. 応募手続

申 込 先	〒664 - 8540 伊丹市昆陽池 1 丁目 100 番地 市立伊丹病院 2 階 総務課人事研修担当 TEL 072 - 777 - 3118（直通）
提出書類	<input type="checkbox"/> 受験申込書（当院専用用紙（A4 サイズで使用してください）・HP からダウンロード可） <input type="checkbox"/> 職務経歴書（職務経歴について業績等を詳しく記載。A4 様式自由） <input type="checkbox"/> 公認心理師登録証の写し 1 部 <input type="checkbox"/> 臨床心理士資格登録証明書の写し 1 部 <input type="checkbox"/> 結果返信用 長形 3 号封筒（宛名明記・84 円切手貼付）

4. 合格者発表および採用

試 験 合格者発表	試験日より約 2 週間以内
採用予定日	健康診断を実施の上、異常がない場合令和 6 年 5 月 1 日採用（応相談）

5. 待遇等

身 分	地方公務員・公認心理師
給 与 月 額 (地域手当含む)	大 卒 233,090 円 ※ 経歴年数に応じた加算があります
諸 手 当	規定により地域手当、住居手当、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当等を支給（給与改定等により現在額が変更される場合があります。）
期末勤勉手当	支給月 6 月・12 月（令和 5 年度実績 4.5 カ月） 支給率 伊丹市一般職員の給与に関する条例による

6. 勤務体制等

勤務体制	週休2日制 勤務時間：8時30分～17時15分
業務内容	心理面接・心理検査・認知機能検査・心理教育
休暇等	有給休暇（年間20日付与）・育児休業（最大3年間）・病欠休暇・介護休暇・夏季休暇（令和5年度実績5日付与）・子の看護休暇・忌引休暇等

7. 福利厚生等

年金・貸付等	兵庫県市町村職員共済組合に加入し、年金制度、各種給付・貸付制度が保障されます。
福利厚生	伊丹市職員厚生会に加入し、レクリエーション行事、福利厚生事業に参加できます。院内保育所あり。被服の貸与有（白衣）

8. 試験結果の開示

不採用者に対してのみ、総合得点・総合順位を開示します。

開示を希望される場合は、受験者本人が本人確認のできるもの（免許証・パスポート等）を持参し、直接、事務局総務課に申し出てください。開示を請求できる期間は、不合格の通知を受け取った日から1か月以内とします。

※ 受験者本人以外には開示いたしません（電話・FAX・郵便・電子メール等での開示請求はできません）。

9. 市立伊丹病院のホームページ

アドレス <http://www.hosp.itami.hyogo.jp/>

10. 問い合わせ先・病院見学（事前に見学にお越しください。）

採用や病院見学に関するお問い合わせは、総務課へお電話かメールまたはホームページの問合せフォームにてご連絡ください。

市立伊丹病院 総務課人事研修担当

Tel: 072-777-3118（人事研修担当直通）平日 9:00～17:00

E-mail: itami-hp@city.itami.lg.jp

※ 地方公務員法【抜粋】

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者